



託送供給等特例認可申請書

令和4年12月26日

北海道電力ネットワーク株式会社

# 託送供給等特例認可申請書



北 ネ 業 託 第 20 号  
令 和 4 年 12 月 26 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地  
北海道電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 藪下 裕己

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

## 料金その他の供給条件の内容

令和 4 年 12 月 22 日からの大雪による災害により当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、令和 4 年 12 月 23 日、北海道 2 市 8 町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法の適用地域および隣接する地域（令和 4 年 12 月 23 日以降、令和 4 年 12 月 22 日からの大雪による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用する。

- 1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和 4 年 11 月（支払期日が 12 月 23 日以降となるものに限る。）、12 月および令和 5 年 1 月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和 4 年 6 月 20 日付け届出。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1 か月間延長する。
- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。
- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引続き全く電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和 5 年 6 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、そ

の申込みが令和5年6月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、令和5年6月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和5年6月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和4年12月22日からの大雪による災害により当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、令和4年12月23日、北海道2市8町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法の適用地域および隣接する地域（令和4年12月23日以降、令和4年12月22日からの大雪による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特定認可申請をするものであります。

### 記

#### 災害救助法が適用された市町村

北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町

#### 災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

網走市、名寄市、上川郡上川町、上川郡下川町、中川郡美深町、中川郡音威子府村、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡中頓別町、網走郡津別町、斜里郡小清水町、常呂郡訓子府町、常呂郡置戸町、常呂郡佐呂間町、紋別郡滝上町、紋別郡西興部村、網走郡大空町、河東郡上士幌町、川上郡弟子屈町、標津郡中標津町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町

以 上